

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年5月17日
照会部署名 直方年金事務所 厚生年金適用調査課
照会担当者 アシスタントインストラクター 中野 利博
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

[業務実施部署の長の確認] 生田

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—7	本部受付番号 No. 2010—608
-----------------------	---------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

支払日の変更を伴う随時改定について

(内容)

(事例及び疑義)

- 平成21年12月分まで 報酬47万円
- 平成22年1月分より 報酬30万円・・・1月25日支払い（満額払い）
※ここで給与規定が変更となり、当月払いから翌月払いとなる。
- 平成22年2月分 報酬30万円・・・3月10日支払い
- 平成22年3月分 報酬30万円・・・4月10日支払い
この場合、随時改定に該当するか照会します。

(対応案)

継続した三月間（今回の場合は1月、2月、3月）のうち報酬を受けていない月（2月）があるため、「継続した三月間とも支払基礎日数が17日以上」という要件を満たさないことから、随時改定には該当しないものと考える。

(ブロック本部見解)

まず労働基準法第 24 条により毎月 1 回以上賃金を払わないといけないという決まりがあるので、上記のような給与支払状況が労基法上認められるのかという疑義が生じる。健保法厚年法上、上記のような給与支払状況は想定していないものと思われ、なおかつ諸規定等にて明らかにされていることが確認できないため、本部へ照会していただきたい。

また、当ブロック本部の見解として、現実問題、上記のような給与支払状況が生じた場合、2月から給与規定変更で支払日が翌月払いとなっているため、1月 25 日支払分を 2 月支払とみなし、2・3・4 月の三月間の報酬で平均し 5 月改定とできれば実状に即していると考える。

なお、上記のような事例を労働基準監督署に照会したところ、「2月においても支払日を作り、1月 25 日支払・2月 00 日支払・3月 10 日支払とするよう指導します。(2・3 月支給分は日割り計算分支給)」との回答であったが、この取扱いをすれば 2 月もしくは 3 月において支払基礎日数が 17 日未満になる可能性があり、支払基礎日数が 17 日以上あったとしても 2、3 月は給与が 1 ヶ月分満額の支給ではなくなる。このような場合は単純に支払基礎日数が 17 以上なければ月変不該当、17 日以上あれば月変該当(2 月 3 月支払は 1 か月分満額支給ではないが) でよろしいか併せて本部に照会していただきたい。

回答日 平成 22 年 5 月 19 日

回答部署名 九州ブロック本部適用徴収支援部厚年適用支援グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター (役職名) 山口 茂

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、【2010-296 給与支払い締め日の変更があった場合の月額変更について】の回答と同様に考え、随時改定には該当しないこととなる。

回答日 平成 22 年 8 月 17 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上